# 庄和北部地域 学校再編 既存施設整備等 基本計画



平成 29 年 5 月 15 日

春日部市教育委員会

# ~ 目 次 ~

1.	. !	学	校施	設整備の基本的な考え方										
	1.	•	1	小中一貫教育の効果を最大限に発揮できる学校施設づく	り		•	•	•	•	•	•	• P1	
	1.	•	2	安心で安全な学校施設づくり	•	•	•	•	•	•	•	•	• P1	
	1.		3	地域に開かれた学校施設づくり	•	•	•	•	•	•	•	•	• P1	
2		既	存施	設について										
	2.	•	1	既存施設の概要	•	•	•	•	•	•	•	•	• P2	
	2.		2	既存施設の現況	•	•	•	•	•	•	•	•	• P5	
	2.	•	3	既存施設の基本計画										
				1)校舎について	•	•	•	•	•	•	•	•	• P7	
				2) 体育館について	•	•	•	•	•	•	•	•	• P10	
3.	. 1	部	室棟	及び遊具について										
	3.	•	1	既存部室棟及び遊具の概要	•	•	•	•	•	•	•	•	• P11	
	3.		2	部室棟及び遊具の基本計画										
				1) 部室棟について	•	•	•	•	•	•	•	•	• P15	
				2) 遊具について	•	•	•	•	•	•	•	•	• P17	
4.	. 4	今	後の	スケジュール(案)	•				•		•	•	• P22	

5. その他

#### 1. 学校施設整備の基本的な考え方(再掲)

## 1. 1 小中一貫教育の効果を最大限に発揮できる学校施設づくり

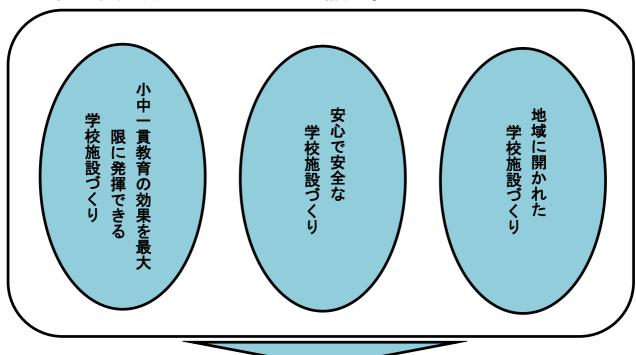
- ①4・3・2制の学習型を導入し、併せて5年生から教科担任制を導入することから、現在の小学校5、6年生と中学校1~3年生の教室を同一の校舎に配置する。
- ②新しい学習型の導入に伴う時間割を考慮し、学習環境を整備する。
- ③各学年の学習や活動に見合った図書スペースを整備する。
- ④異年齢交流学習や異年齢交流活動ができるスペースを整備する。

## 1. 2 安心で安全な学校施設づくり

- ①小学校1~4年生については、昇降口から教室までの動線上に床の高さの違いによる階段などが生じないように配慮する。
- ②昇降口にスロープを設置する等、施設のバリアフリー化を図る。
- ③災害発生時の避難などを考慮した安全な施設とする。
- ④職員室からグラウンドで活動する子どもたちの様子や校舎全体を見守ることができるなど安全管理を考慮した施設配置とする。

#### 1. 3 地域に開かれた学校施設づくり

・地域との交流活動ができるスペースを整備する。



学校づくりのモデルとなるような、地域の特色を生かした 義務教育学校を整備

#### 2. 既存施設について

#### 2. 1 既存施設の概要

江戸川中学校の主な施設は、昭和56年建築の普通・特別教室・管理棟、平成11年建築の特別教室棟、昭和45年建築の体育館があり、いずれも耐震補強等により耐震性を有した施設となっている。

校舎には建物の構造耐力上必要となる耐力壁が設置されており、大きく間取りを変更することはできない。

#### ≪近年の工事履歴≫

#### 〇普通・特別教室・管理棟

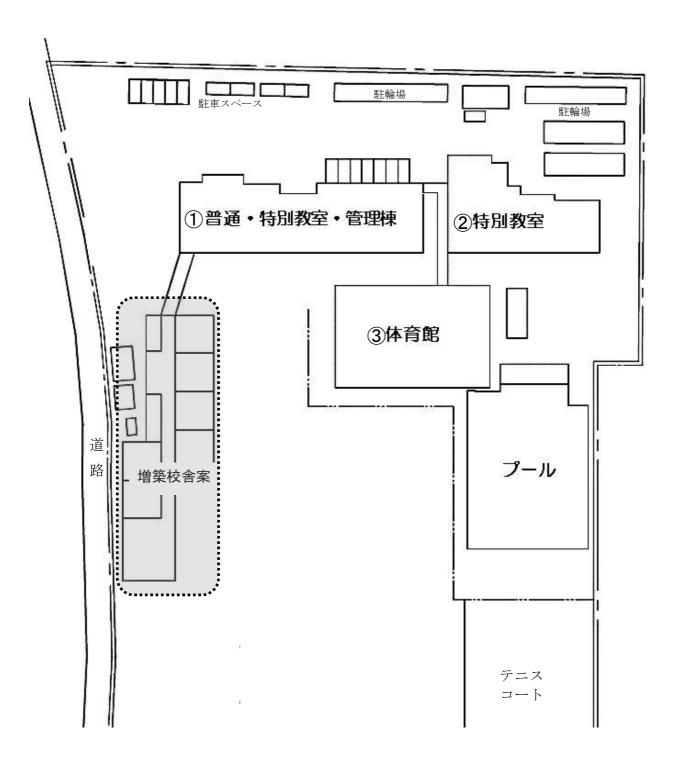
- ・平成24年度 耐震補強工事、屋上防水や外壁改修
- ・平成28年度 普通教室にエアコン整備

#### ○体育館

- ・平成25年度 耐震補強工事、屋上防水や外壁改修、床の張替え、照明器具の取替え
- ・平成27年度 吊下げ式照明やバスケットゴールなど高所に設置された設備の耐震対 策工事(落下防止対策)

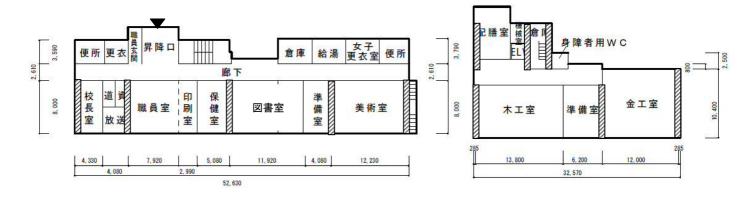
#### ≪建物概要≫

	施設名	建築年月	延面積	構造・階数	備考
1	普通·特別教室 管理棟	昭和 56 年 3 月	2, 029 m²	鉄筋コンクリート 造・3 階建て	平成 24 年度 耐震補強工事
2	特別教室棟	平成 11 年 3 月	1, 152 m²	鉄筋コンクリート 造・3 階建て	新耐震基準
3	体育館	昭和 45 年 12 月	660 m²	鉄骨造・1 階建て	平成 25 年度 耐震補強工事

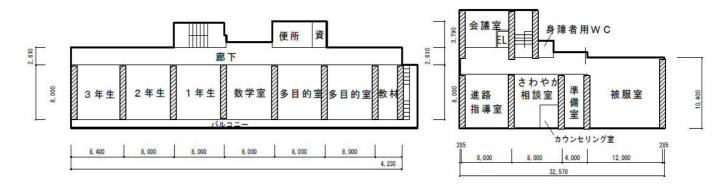


#### ≪耐力壁の位置≫ (現況配室)

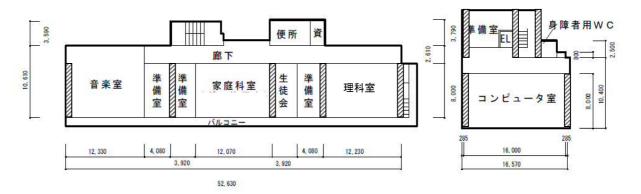
# 【1階】



# 【2階】



# 【3階】



#### 【凡例】

- ・ ///////////// は耐力壁を示す。(耐力壁とは建物が地震力や風圧力などの水平力に耐えるために必要な、構造力学上重要な役割を担う壁をいう。)
- 道:放送室通路
- · 資: 資料庫
- EL:エレベーター

#### 1) 教室

・普通教室では、現在使用されている部屋 のみにエアコンが整備されている。



#### 2) トイレ

- ・トイレ内に段差等がありバリアフリー化されていない。
- ・和式便器が多く、便座式便器が少ない。



#### 3) 耐震対策

・校舎の地震時に大きく揺れる吊下げ式照 明等、耐震対策が実施されていない。 (体育館の耐震対策は平成27年度に完 了)



# 4)職員室

・教職員の増加に対応した広さが確保されていない。



# 5) 昇降口

- ・生徒の増加に対しての施設数量が対応していない。
- ・昇降口へのアプローチ等のバリアフリー 化がされていない。



# 6)内壁·天井

・壁の塗装が部分的に剥離している。



#### 1)校舎について

#### ①各部屋の考え方

#### ≪教室等≫

#### 〇普通教室

- ・児童生徒の人数から各学年1教室とする。
- ・小学生の特別支援教室を整備する。
- ・きめ細かな学習指導が行えるように少人数指導用教室を整備する。
- ・各学級室は2階に配置する。

#### 〇特別教室

- ・授業の時間割を検討した結果、音楽室、理科室、家庭科室、被服室、美術室(図 工室を兼ねる)は、小学校と中学校で併用とする。
- ・金工室、木工室は同一の部屋での授業が可能なことから一つの部屋に配置する。
- ・小学校1年生から4年生までは特別教室の利用が少ないこと、また耐力壁がある ため大規模な間取り変更はできないこと及び給排水・電気等の設備の敷設や撤去 など改修が必要なことから特別教室は現在の位置に配置する。

#### 〇図書室

・小学校5年生、6年生用の図書の増加を見込んだ面積を確保する。

#### ≪管理諸室≫

#### 〇校長室

・学校運営が円滑に行えるように職員室に隣接して配置する。

#### 〇職員室

- ・教職員数の増加を考慮し、適応する部屋の面積を確保する。
- ・校舎や校庭を管理できる現在の職員室を拡張する。

#### 〇保健室

- 緊急対応できるように職員室の近くに配置する。
- ・校庭から直接出入りできるようにする。

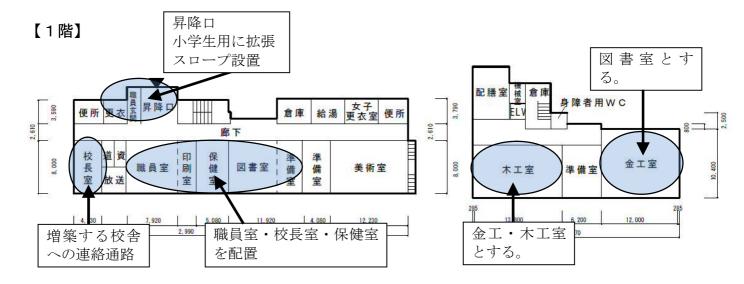
#### 〇昇降口

- ・小学生用の昇降口が必要となることから、昇降口を拡張する。
- ・バリアフリー化を図るためスロープを設置する。

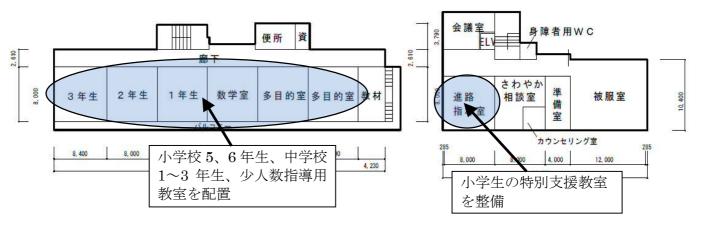
#### ≪その他≫

・部屋の配置により、現在ある諸室(さわやか相談室や進路指導室、生徒会室等) を移動する場合は、部屋の機能を維持できるように計画する。

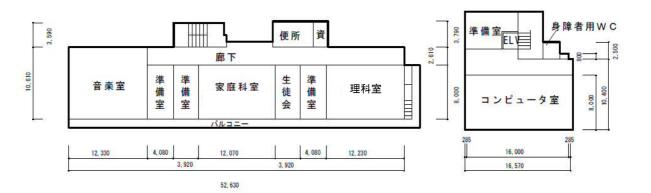
#### ②校舎の平面配置



#### 【2階】



## 【3階】



#### ③校舎の改修

#### ○外周部改修について

・普通・特別教室・管理棟は平成24年度に屋上防水・外壁改修を実施し、特別教室 棟は平成11年に建築された比較的新しい建物であり、現在、屋上防水や外壁に不具 合は生じていないことから建物外周部の改修は行わない。

#### 〇内部改修について

- ・職員室や昇降口の拡張等、間取りの変更に伴い必要となる内部改修を行う。
- ・地震時に落下や転倒の恐れのある吊下げ式の照明器具や高所置きのテレビなど落下 防止対策を行う。
- ・小学校の階段寸法については、一段の高さ(以下、「けあげ」という。)が16cm以下、踏み幅26cm以上と規定されていたが、小学生の体格等の変化に伴い、平成26年建築基準法の改正により階段の両側に手すりを設置することにより、けあげの寸法を現行の16cm以下を18cm以下とすることができることになった。江戸川中学校の階段については、すでに階段の両側に手すりが設置されていることから改修は行わないものとする。
- ・今後、校舎の状況について詳細な調査を実施し、学校と協議しながら改修内容を検 討する。

#### ≪特殊建築物規則における階段寸法(昭和11年制定)≫

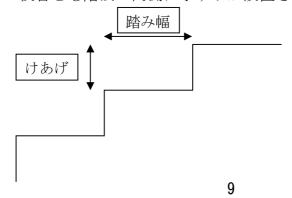
	けあげ	踏み幅
小学校	16㎝以下	26㎝以上
中学校	18㎝以下	26㎝以上

<sup>※</sup>特殊建築物規則の規定が現在の建築基準法に引き継がれている。

#### ≪江戸川中学校の階段寸法≫

	けあげ	踏み幅
普通・特別教室・管理棟	17.5cm	29.5cm
特別教室棟	17.0cm	3 1. 0 cm

※2つの校舎とも階段の両側に手すりが設置されている。

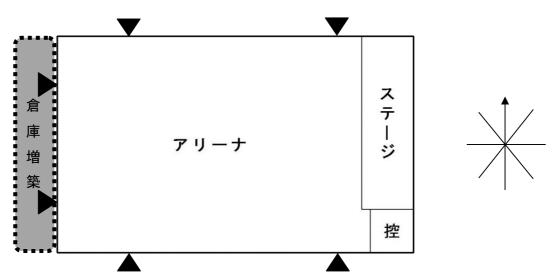


#### 2) 体育館について

#### ①体育館の改修等

- ・平成25年度に実施した耐震補強工事に併せて、外周部や内部の改修を行っている ため改修工事は行なわない。
- ・体育器具等の倉庫がないことから倉庫を増築する。
- ・増築する位置については、増築校舎や部室棟、遊具などの配置と併せて検討する。
- ・計画に当たっては、規模によっては建築基準法等の規制対象となることから十分な 検討を行う。

#### ②体育館の平面配置 (案)



※増築校舎や部室棟、遊具などの配置によっては 南側に増築することも想定される。

#### 【凡例】

- ▲は現在の出入口を示す。
- ・控はステージの控え

#### 3. 部室棟及び遊具について

## 3. 1 既存部室棟及び遊具の概要

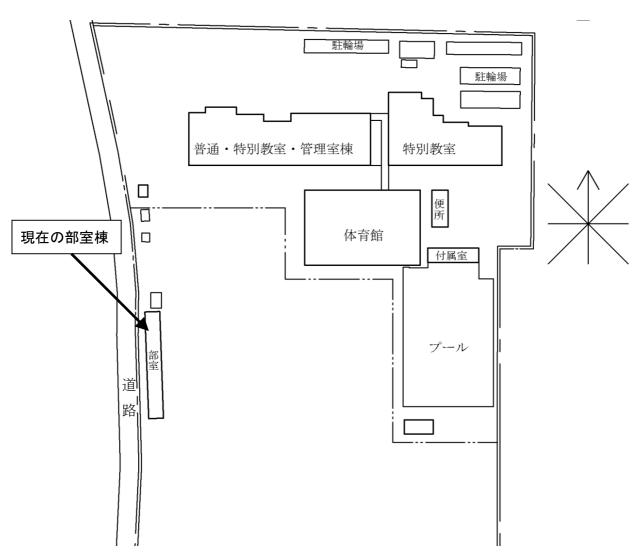
江戸川中学校の既存部室棟は、昭和57年に建築されたものであり、約12㎡の部屋が10室ある。現在活動している、陸上部(男子・女子)が部室として2室を使用し、その他の8室は体育器具等の倉庫として利用している。

小学校の遊具については、宝珠花小学校で、主に校舎改築時の昭和63年に設置され、 設置後約28年が経過、富多小学校で、主に校舎改築時の平成6年に設置され、設置後約 22年が経過している。

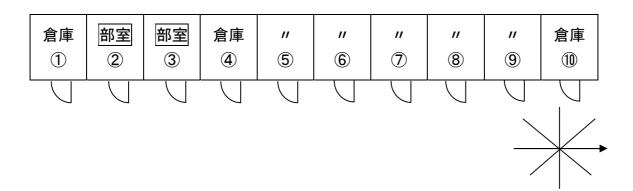
#### ≪部室棟概要≫

施設名		建築年月	延面積	室数	構造・階数
1	部室棟	昭和 57 年 3 月	約 120 ㎡	10 室	コンクリートブロック造

#### ≪建物配置図≫



# ≪既存部室棟 平面図·現況≫







**倉庫⑥ 倉庫⑦ 倉庫⑧ 倉庫⑨ 倉庫⑩** 

# ≪既存遊具 概要≫

	宝珠花小学校		富多小学校
1)	低鉄棒・中鉄棒	1)	低鉄棒・中鉄棒
2	高鉄棒	2	高鉄棒・低鉄棒
3	複合遊具	3	うんてい
4	複合遊具	4	一輪車補助器 (自作)
		5	ハントウ棒
		6	ブランコ

# (1) 宝珠花小学校

# ①低鉄棒·中鉄棒





③複合遊具



4複合遊具



# (2) 富多小学校

# ①低鉄棒・中鉄棒



③うんてい



**⑤ハントウ棒** 



②高鉄棒 · 低鉄棒



④一輪車補助器(自作)



<u>⑥ブランコ</u>



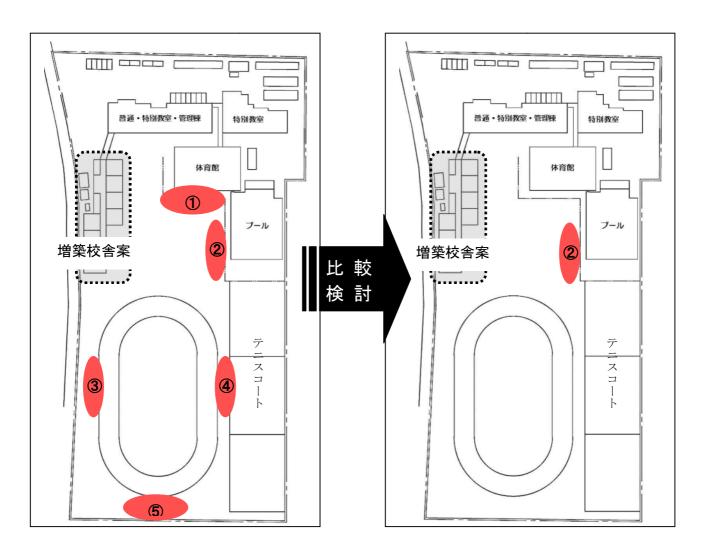
#### 1) 部室棟について

#### ①規模・階数

- ・1つの部屋の大きさを既存と同様に約12㎡を基準とし、陸上部(男子・女子)、男子テニス部の部室3室及び体育器具等を収納するための倉庫を併設する。
- ・倉庫の規模は、宝珠花小学校、富多小学校、江戸川中学校にある体育器具等の収納 量を調査した上で、適切な規模を確保する。
- ・部活動の種目が増えた場合には、倉庫を部室に転用することにより対応するものと する。
- ・部活動や体育で使用する器具等を出し入れしやすいように階数は1階とする。

#### ②位置

・部室棟の位置について、配置①~⑤を様々な視点から検討した結果、配置②の位置 とする。



#### ≪部室棟位置の比較検討≫

No	比較項目	配置①	配置②	配置③	配置④	配置⑤
1	既存校舎から部 室棟まで距離	③、④、⑤と比 較して短い。	③、④、⑤と比 較して短い。	①、②と比較して長い。	①、②と比較して長い。	①、②と比較して長い。
		0	0	Δ	Δ	Δ
2	職員室からの管理	職員室から目 視でできない。 ③、④、⑤と比 較して距離が 近い。	職員室から目 視できない。 ③、④、⑤と比 較して距離が 近い。	職員室から目 視できない。 ①、②と比較し て距離が離れ ている。	職員室から目 視できる。①、 ②と比較して距 離が離れてい る。	職員室から目 視できる。①、 ②と比較して距離が離れている。
		Δ	Δ	×	Δ	Δ
3	グラウンドの広さの確保	200mトラックを 確保できる。	200mトラックを 確保できる。	200mトラックを 確保できるが、 グラウンドの使 用に支障が生 じる可能性が ある。	200mトラックを 確保できるが、 グラウンドの使 用に支障が生 じる可能性が ある。	200mトラックを 確保できるが、 グラウンドの使 用に支障が生 じる可能性が ある。
		0	0	Δ	Δ	Δ
4	既存建物への 影響	体育館の通風・ 採光や避難に 影響が生じる 可能性がある。	生じない。	生じない。	生じない。	生じない。
		Δ	0	0	0	0
総合評価結果		Δ	0	×	Δ	Δ

# ③工事工程

・既存部室棟については、増築校舎の建設にあたり先行して解体することから、部室 棟が継続して使用できるように工事工程を計画する。

# **④その他**

・配置②に設置されている既存の中鉄棒及び高鉄棒については、別の位置に移設する。 位置については、今後、学校と協議するものとする。

# 2) 遊具について

#### ①種類

・遊具については、学習活動に必要となるものや、子どもたちの成長や体力の向上に 寄与するもの、楽しみながら使用できるものとし、学校との協議の結果、以下のも のを設置する。

## ≪遊具設置一覧≫

	遊  具	理由	効 果
1	鉄棒		
2	ハントウ棒	体育の授業で使用。	体力の向上に寄与。
3	うんてい		
4	ジャングルジム	学校からの要望。体育の授業等 で使用することがある。	バランス感覚等を育成し、体力 の向上に寄与。
5	ブランコ	学校からの要望。子どもたちの 使用頻度が高い。	バランス感覚等を育成。

# ②既存遊具の再利用の可否

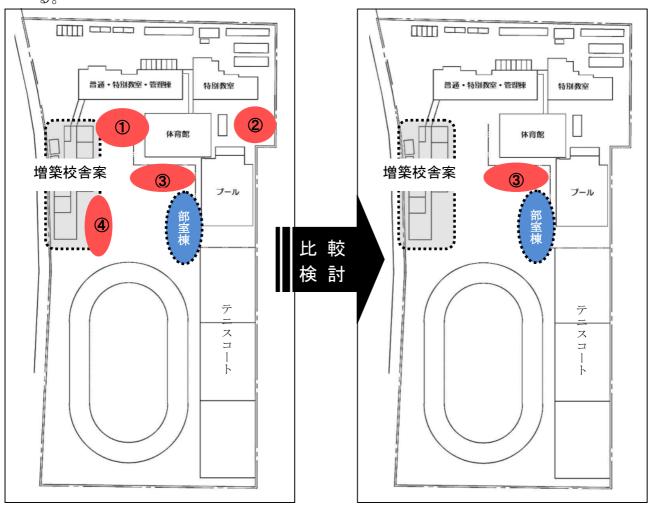
・宝珠花小学校及び富多少学校にある既存遊具について、遊具器具業者の意見を踏ま えて現地調査を行った結果、遊具については再利用せず、新設するものとする。

# ≪再利用の検討結果≫

既存遊具		調査結果	新設とする理由	
1	鉄棒	再利用は可能。	設置後20年以上経過しており、再利用と 新設の費用が同程度であるため。	
2	ハントウ棒	再利用できない。	連結部に腐食の兆候が見受けられ、今後の 腐食進行が懸念されるため。	
3	うんてい	再利用できない。	継ぎ手部分のネジが錆びや塗装により、外 すことができず、分解・運搬し、再組立て することができないため。	
4	ブランコ	再利用できない。	座面の接合ボルト等が突出しており、現在 の安全基準に適合していないため。	

# ③位置

・遊具の位置について、配置①~④を様々な視点から検討した結果、配置③の位置とする

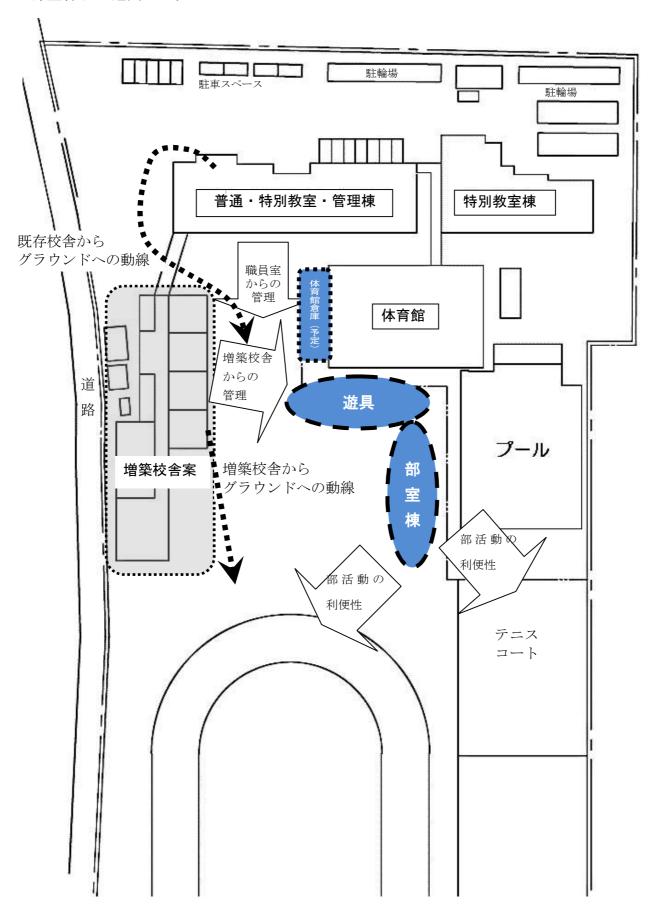


# ≪遊具位置の比較検討≫

No	比較項目	配置①	配置②	配置③	配置④
1	職員室や増築 校舎からの管理	職員室・増築校舎 から遊具を目視す ることができる。	目視することができ ない。	職員室から目視で きないが、増築校 舎から目視できる。	職員室から目視で きないが、増築校 舎から目視できる。
		0	×	Δ	Δ
2	遊具スペースの 安全性	グラウンドや体育 館への動線と交差 する。	グラウンドや体育 館への動線と交差 しない。	グラウンドや体育 館への動線と交差 しない。	屋外運動、グラウンド活動による影響が生じる。(ネットや柵が必要)
		Δ	0	0	Δ
3	グラウンド管理 への影響	グラウンドの見通し が悪くなる。	生じない。	生じない。	生じない。
		Δ	0	0	0
4	他の建物等へ の影響	屋外から体育館へ の動線が遊具スペ ースを通る。	学校菜園の移設を 検討する必要があ る。	生じない。	グラウンドへの動 線が遊具スペース を通る。
		Δ	Δ	0	Δ
5	増築校舎から遊 具までの距離	休み時間でも利用 が可能な距離であ る。	児童の移動に他の 建物が支障とな る。	休み時間でも利用 が可能な距離であ る。	休み時間でも利用 が可能な距離であ る。
		0	Δ	0	0
総合評価結果		Δ	×	0	Δ

# ④その他

・遊具を設置するスペースには、遊具の他にも授業等で使用する児童用の砂場を設置する。



#### 4. 今後のスケジュール(案)

平成31年4月1日の開校に向けて、以下のスケジュール(案)で部室棟、遊具の整備を 進めていくものとする。

平成 28 年度

#### ≪学校再編準備委員会≫

1月11日:「既存施設整備の基本的な考え方」について意見交換

3月9日:「部室棟及び遊具の検討状況(中間報告)」について意見交換

# ≪学校再編準備委員会≫

4月13日:「部室棟及び遊具の基本的な考え方」について意見交換

平成 29 年度

4月下旬:「既存施設整備等 基本計画(案)」の作成(部室・遊具含む)

5月15日:「既存施設整備等 基本計画」の策定

⇒策定後、定例教育委員会へ報告

6月上旬:既存校舎等の設計

平成30年度

既存校舎改修等の工事(夏休みを中心とした工事)

平成 31 年度

平成 31 年 4 月 1 日 庄和北部地域 義務教育学校 開校

#### 5. その他

#### ◆プール

- ・児童と生徒で身長差が大きいことから、水泳授業に際し支障が生じないよう配慮する。
- ・今後具体的な計画を検討し、適宜学校再編準備委員会に報告するものとする。